日調連発第３８４号
平成２４年１月２０日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務省民事局民事第二課長依命通知の送付について（通知）

法務省民事局民事第二課長から法務局長及び地方法務局長あての依命通知が下記のとおり発せられましたので、参考のため通知します。

なお、同依命通知は、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）が平成 23 年 12 月 26 日に施行され、復興整備計画及び食料供給等施設整備計画に係る農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の特例として、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可のみなし規定が措置されたことから、東日本大震災復興特別区域法に基づく当該特例に係る農地等の登記の申請に必要な書類となる、同法に基づき農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可があったものとみなされたことを証する農地転用許可に係る復興整備計画の公表に関する通知書及び食料供給等施設整備計画の作成に係る通知書の様式を定めるものです。

東日本大震災復興特別区域法の施行に伴う特例の内容としては、被災地及び被災者等の事情に鑑み、農地転用等に係る許可基準の緩和及び手続の簡素化（ワンストップ）を図るものとなっております。

具体的には、同依命通知の別紙 1 関係及び別紙 2 関係によって、農地転用に係る農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可があったものとみなされることとなります。

記

平成 24 年 1 月 6 日付け法務省民二第 28 号　法務省民事局民事第二課長依命通知
「東日本大震災復興特別区域法に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類について（依命通知）」

省民契印

法務省民二第２８号
平成２４年１月６日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災復興特別区域法に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類について（依命通知）

標記について，別紙甲号のとおり農林水産省農村振興局長から民事局長宛て照会があり，別紙乙号のとおり回答がされましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

別紙甲号

２３農振第2140号
平成24年１月５日

法務省民事局長　殿

農林水産省農村振興局長

東日本大震災復興特別区域法に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類について（照会）

今般、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）が平成23年12月26日に施行され、この中で、復興整備計画及び食料供給等施設整備計画に係る農地法（昭和27年法律第229号）の特例として、同法第４条第１項又は第５条第１項の許可のみなし規定が措置されたところです。

これに伴い、東日本大震災復興特別区域法に基づく当該特例に係る農地等の登記の申請に必要な書類として、同法に基づき農地法第４条第１項又は第５条第１項の許可があったものとみなされたことを証する農地転用許可に係る復興整備計画の公表に関する通知書及び食料供給等施設整備計画の作成に係る通知書の案を別紙１及び別紙２のとおり作成したので、登記手続上差し支えないか照会します。差し支えないということであれば、当該通知書について貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。

（別紙１）

番　　号
年　月　日

殿

市町村長　　印

農地転用許可に係る復興整備計画の公表に関する通知書

平成○○年○月○日付け○○により、別添のとおり、東日本大震災復興特別区域法第 50 条第１項（又は第 50 条第３項）に係る同法第 46 条第１項に規定する復興整備計画を同条第６項の規定に基づき公表しましたので、通知いたします。

なお、上記公表の日に、当該復興整備計画に記載された復興整備事業を実施するための農地法第４条第１項（又は第５条第１項）の規定により許可を受けるべき者に対する当該許可については、東日本大震災復興特別区域法第 50 条第１項（又は第 50 条第３項）の規定に基づき許可があったものとみなされたことを申し添えます。

（施行注意）

別添として、公表した復興整備計画の該当事項及び農林水産省告示第１号及び第２号又は農林水産省・国土交通省・環境省告示第４号の関係書類（別紙参照）の写しを添付すること。

（農林水産省告示第１号及び第２号の関係書類（農地転用許可関係））

農地法第４条第１項の規定による許可に関する事項

法第49条第１項・第２項の農林水産大臣の同意を得た復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体	捺印

図面記号	事業主体の住所

	土地の所在	地番	地目		面積（㎡）	耕作者の氏名	土地利用区分	
			登記簿	現況			農振法	都市計画法
１　土地の所在等								
	計	㎡（田　　㎡　畑　　㎡）						
２　転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要								

記載上の注意事項

１　東日本大震災復興特別区域法第46条第２項第４号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。

２　図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記入すること。

添付資料

１　土地の位置を示す地図（2,500分の１程度）及び土地の登記事項証明書

２　転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書

３　被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画

４　土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書

５　その他参考となるべき書類

（注意）

法第50条第１項の規定に基づき、法第49条第１項又は第２項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が法第46条第６項の規定により公表された場合は、復興整備事業の事業主体に対して、その旨及び農地法第４条第１項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。

なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要となることに留意すること。

農地法第５条第１項の規定による許可に関する事項

法第49条第１項・第２項の農林水産大臣の同意を得た復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体

図面記号

１当事者の住所等	当事者の別	氏　　名		捺印	住　　所					
	譲 受 人									
	譲 渡 人									
２土地の所在等	土地の所在	地　番	地　目		面　積（㎡）	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分		
			登記簿	現　況		権利の種　類	権利者の氏名又は名称	農振法	都　市計画法	
	計	㎡（田　　㎡　畑　　㎡）								
３権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権 利 の存続期間		その他		
４転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要										

記載上の注意事項

１　東日本大震災復興特別区域法第46条第２項第４号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。

２　図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記入すること。

３　「当事者の住所等」の欄は、法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。

４　譲渡人が２人以上である場合には、１及び２の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙１及び別紙２のとおりとすること。

（別紙１）　１の欄　　当事者の住所等

当事者の別	氏　　名	捺印	住　　所
譲　受　人			
譲　渡　人			

（別紙２）　２の欄　　土地の所在等

譲渡人の氏名	所　　在	地番	地　　目		面　積（㎡）	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現　況		権利の種　類	権利者の氏名又は名称	農振法	都　市計画法
計　　筆　　㎡　（田　　㎡、畑　　㎡）									

（注）　本表は、（別紙１）の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

添付資料

1　土地の位置を示す地図（2,500分の１程度）及び土地の登記事項証明書
2　転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
3　被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
4　土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
5　その他参考となるべき書類

（注意）

法第50条第１項の規定に基づき、法第49条第１項又は第２項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が法第46条第６項の規定により公表された場合は、復興整備事業の農地法第５条第１項の許可に係る権利の設定又は移転の当事者に対して、その旨及び農地法第５条第１項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。

なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要となることに留意すること。

（農林水産省・国土交通省・環境省告示第４号の関係書類（農地転用許可関連））

農地法第４条第１項の規定による許可に関する事項

図面記号	事業名	地区名	事業主体	捺印	住　　所

1　土地の所在等	土地の所在	地　番	地　目		面　積	耕作者の氏名	土地利用区分	
			登記簿	現　況	（㎡）		農振法	都市計画法
	計	㎡（田　　㎡　畑　　㎡）						
2　転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要								

記載上の注意事項

1　東日本大震災復興特別区域法第46条第２項第４号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。

2　図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記入すること。

添付資料

1　復興整備計画が法第46条第１項第１号に掲げる地域（津波浸水地域及びその隣接・近接地域）をその区域とする被災関連市町村等が作成したものである場合は、農林水産省・国土交通省・環境省告示第４号へに規定する事項を記載した書類（別紙様式）

2　土地の位置を示す地図（2,500分の１程度）及び土地の登記事項証明書

3　転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書

4　被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画

5　土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書

6　その他参考となるべき書類

（注意）

法第50条第２項の規定に基づき、復興整備計画が法第４６条第６項の規定により公表された場合は、復興整備事業の事業主体に対して、その旨及び農地法第４条第１項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。

なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要となることに留意すること。

農地法第５条第１項の規定による許可に関する事項

<table>
<tr><td>図面記号</td><td colspan="2">事業名</td><td colspan="2">地区名</td><td colspan="2">事業主体</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">１　当事者の住所等</td><td>当事者の別</td><td>氏　　名</td><td>捺印</td><td colspan="3">住　　所</td></tr>
<tr><td>譲 受 人</td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>譲 渡 人</td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">２　土地の所在等</td><td rowspan="2">土地の所在</td><td rowspan="2">地　番</td><td colspan="2">地　目</td><td rowspan="2">面　積
（㎡）</td><td colspan="2">所有権以外の使用収益権が設定されている場合</td><td colspan="2">土地利用区分</td></tr>
<tr><td>登記簿</td><td>現　況</td><td>権利の種　類</td><td>権利者の氏名又は名称</td><td>農振法</td><td>都　市計画法</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td colspan="8">㎡（田　　㎡　畑　　㎡）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３　権利を設定し又は移転しようとする契約の内容</td><td>権利の種類</td><td>権利の設定、移転の別</td><td colspan="2">権利の設定、移転の時期</td><td>権 利 の存続期間</td><td colspan="3">その他</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>４　転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

記載上の注意事項

１　東日本大震災復興特別区域法第46条第２項第４号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。

２　図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記入すること。

３　「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。

４　譲渡人が２人以上である場合には、１及び２の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙１及び別紙２のとおりとすること。

（別紙１）　１の欄　　当事者の住所等

当事者の別	氏　　名	捺印	住　　所
譲　受　人			
譲　渡　人			

（別紙２）　２の欄　　土地の所在等

譲渡人の氏名	所　　在	地 番	地　　目		面　積（㎡）	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現　況		権利の種　類	権利者の氏名又は名称	農振法	都　市計画法
計　　筆　　㎡　（田　　㎡、畑　　㎡）									

（注）　本表は、（別紙１）の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

添付資料

1　復興整備計画が法第46条第１項第１号に掲げる地域（津波浸水地域及びその隣接・近接地域）をその区域とする被災関連市町村等が作成したものである場合は、農林水産省・国土交通省・環境省告示第４号へに規定する事項を記載した書類（別紙様式）

2　土地の位置図（2,500分の１程度）及び登記事項証明書

3　転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書

4　被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画

5　土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書

6　その他参考となるべき書類

（注意）

法第50条第１項の規定に基づき、復興整備計画が法第46条第６項の規定により公表された場合は、復興整備事業の農地法第５条第１項の許可に係る権利の設定又は移転の当事者に対して、その旨及び農地法第５条第１項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。

なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要となることに留意すること。

（別紙２）

番　　号
年　　月　　日

殿

市町村長　　印

食料供給等施設整備計画の作成に係る通知書

東日本大震災復興特別区域法第24条第１項に規定する食料供給等施設整備計画を同条第４項の規定に基づき○○知事の同意を得て作成しましたので、通知いたします。

なお、本通知に係る食料供給等施設整備計画に従って食料供給等施設の用に供することを目的として下記の者が下記に係る農地を農地以外のものにする場合には、農地法第４条第１項の許可があったものとみなします。（＊１）

記

１　食料供給等施設整備事業の実施主体の住所等

氏名	住所

２　土地の所在等

土地の所在	地　番	地　目		面積（㎡）	備　考
		登記簿	現 況		

３　食料供給等施設の種類

なお、本通知に係る食料供給等施設整備計画に従って食料供給等施設の用に供することを目的として下記の者が下記農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第５条第１項の許可があったものとみなします。（＊２）

記

1　当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲　受　人		
譲　渡　人		

2　土地の所在等

土地の所在	地　番	地　目		面積（㎡）	権利を設定し又は移転しようとする契約の内容		備　考
		登記簿	現況		権利の種類	権利の設定、移転の別	

3　食料供給等施設の種類

（施行注意）

1　＊１下線部分は東日本大震災復興特別区域法第 25 条第１項の規定が適用される場合に、＊２波線部分は同法第 25 条第２項の規定が適用される場合に、それぞれ記載する。

2　記については、農地を転用する者又は譲受人ごとに欄を繰り返し設けて記載する。

3　別添として食料供給等施設整備計画及び農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第３条第２項各号に掲げる書類のうち本通知の宛先人に関する部分の写しを添付する。

別紙乙号

法務省民二第２７号
平成２４年１月６日

農林水産省農村振興局長　殿

法務省民事局長

東日本大震災復興特別区域法に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類について（回答）

平成２４年１月５日付け２３農振第２１４０号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので，申し添えます。

第四章　復興整備計画等に係る特別の措置

第一節　復興整備計画の作成等

（復興整備計画）

第四十六条　特定被災区域内の次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域であって、市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るための事業を実施する必要がある地域をその区域とする市町村（以下「被災関連市町村」という。）は、内閣府令で定めるところにより、単独で又は当該被災関連市町村の存する都道県（以下「被災関連都道県」という。）と共同して、当該事業の実施を通じた地域の整備に関する計画（以下「復興整備計画」という。）を作成することができる。

一　東日本大震災による被害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域

二　東日本大震災の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（前号に掲げる地域を除く。）

三　前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化等において密接な関係が認められる地域であって、前二号に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域

四　前三号に掲げる地域のほか、東日本大震災による被害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

2　復興整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　復興整備計画の区域（以下「計画区域」という。）

二　復興整備計画の目標

三　計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものをいう。第四十九条及び第五十条第一項において「土地利用方針」という。）

四　第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

イ　市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。）

ロ　土地改良事業

ハ　復興一体事業（第五十七条第一項に規定する復興一体事業をいう。第五十一条において同じ。）

ニ　集団移転促進事業

ホ　住宅地区改良事業（住宅地区改良法第二条第一項に規定する住宅地区改良事業をいう。第五十四条において同じ。）

ヘ　都市計画法第十一条第一項各号に掲げる施設の整備に関する事業

ト　津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第　　号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。第七十六条第一項において同じ。）の整備に関する事業

チ　漁港漁場整備事業

リ　保安施設事業（森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業をいう。）

ヌ　液状化対策事業（地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。）

ル　造成宅地滑動崩落対策事業（地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。）

ヲ　地籍調査事業（地籍調査（国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第五項に規定する地籍調査をいう。第五十六条第一項において同じ。）を行う事業をいう。）

ワ　イからヲまでに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

五　復興整備計画の期間

六　その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

3　前項第四号に掲げる事項には、被災関連市町村（当該被災関連市町村が被災関連都道県と共同して復興整備計画を作成する場合（以下「共同作成の場合」という。）にあっては、当該被災関連市町村及び被災関連都道県。以下「被災関連市町村等」という。）が実施する事業に係るものを記載するほか、必要に応じ、被災関連市町村等以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。

4　被災関連市町村等は、復興整備計画に当該被災関連市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

5　被災関連市町村等は、復興整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意

見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6　被災関連市町村等は、復興整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7　前三項の規定は、復興整備計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（復興整備協議会）

第四十七条　被災関連市町村等は、復興整備計画及びその実施に関し必要な事項について協議（第四項各号に掲げる協議を含む。）を行うため、復興整備協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　被災関連市町村の長（以下「被災関連市町村長」という。）

二　被災関連都道県の知事（以下「被災関連都道県知事」という。）

3　被災関連市町村等は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　国の関係行政機関の長

二　復興整備計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

三　その他被災関連市町村等が必要と認める者

4　被災関連市町村等は、次の各号に掲げる協議を行う場合には、当該各号に定める者を協議会の構成員として加えるものとする。ただし、やむを得ない事由によりそれらの者を構成員として加えることが困難な場合は、この限りでない。

一　次条第一項第一号に定める事項に係る同条第二項の協議　国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者並びに国土交通大臣

二　次条第一項第二号に定める事項に係る同条第二項の協議　都市計画（都市計画法第四条第一項に規定する都市計画をいう。以下同じ。）に関し学識経験を有する者その他の国土交通省令で定める者及び国土交通大臣

三　次条第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議　国土交通大臣

四　次条第一項第五号に定める事項に係る同条第二項の協議　当該事項に関し密接な関係を有する者とし

て農林水産省令で定める者

五　次条第一項第六号に定める事項に係る同条第二項の協議　森林及び林業に関し学識経験を有する者、被災関連市町村等を管轄する森林管理局長並びに農林水産大臣

六　次条第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林（同法第二十五条の二第一項又は第二項の規定により指定された保安林をいう。次条において同じ。）の解除に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議　農林水産大臣

七　次条第一項第八号に定める事項（河川法第六条第一項に規定する河川区域（一級河川に係るものに限る。）に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議　国土交通大臣

八　第四十九条第一項の協議　農林水産大臣

九　第四十九条第五項第一号に掲げる事項に係る同項の協議　国土交通大臣

十　第四十九条第五項第二号に掲げる事項に係る同項の協議　環境大臣

十一　第四十九条第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）に係る第四

十九条第五項又は第七項の協議　当該公共の用に供する施設を管理する者

十二　第四十九条第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）に係る第四十九条第五項又は第七項の協議　当該土地改良事業計画による事業を行う者

十三　第四十九条第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に関する事項に限る。）に係る第四十九条第七項の協議　同法第三十二条第一項に規定する公共施設の管理者（第四十九条において「公共施設管理者」という。）

十四　第四十九条第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第二項の協議を要する場合における許可に関する事項に限る。）に係る第四十九条第七項の協議　同法第三十二条第二項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者

十五　第四十九条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第七項の協議　都道府県農業会議その他当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者

十六　第四十九条第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七項の協議　都道府県農業会議

十七	第四十九条第四項第六号に掲げる事項に係る同条第七項の協議	森林及び林業に関し学識経験を有する者
十八	第五十二条第四項の規定による会議における協議	土地改良法第八十七条の二第六項に規定する土地改良施設の管理者
十九	第五十三条第四項の協議	国土交通大臣
二十	第五十四条第三項の協議	国土交通大臣
二十一	第五十四条第九項の規定による会議における協議	住宅地区改良法第七条各号に掲げる者及び国土交通大臣
二十二	第五十五条第二項の規定による会議における協議	農林水産大臣
二十三	第五十六条第二項の協議	国土交通大臣

5　第一項の協議を行うための会議（以下この節において単に「会議」という。）は、被災関連市町村長及び被災関連都道県知事並びに前二項の規定により加わった者又はこれらの指名する職員をもって構成する。

6　協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、被災関連市町

村長及び被災関連都道県知事その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

7　被災関連市町村等は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8　協議会の構成員は、この法律によりその権限に属させられた協議又は同意を行うに当たっては、復興整備事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

9　前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（土地利用基本計画の変更等に関する特例）

第四十八条　第四十六条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項（第三号に定める事項にあっては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限り、第八号に定める事項にあっては漁港漁場整備法第六条第二項に規定する漁港区域（

同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。以下この条において同じ。）の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限る。）については、共同作成の場合に限り、記載することができる。

一　土地利用基本計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画をいう。）の変更　当該変更に係る国土利用計画法第九条第二項各号に掲げる地域及び同条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項

二　都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域であって、同法第五条第四項に規定する都市計画区域を除く。以下この号において同じ。）の指定、変更又は廃止　当該指定、変更又は廃止に係る都市計画区域の名称及び区域

三　都市計画（国土交通大臣が定める都市計画を除く。以下この条において同じ。）の決定又は変更　当該決定又は変更に係る都市計画に定めるべき事項

四　農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。以下この号において同じ。）の変更　当該変更に係る農業振興地域の区域

五　農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画をいう。

）の変更　当該変更に係る農用地区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

六　地域森林計画区域（森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域をいう。）の変更　当該変更に係る森林の区域

七　保安林の指定又は解除　その保安林の所在場所及び指定の目的並びに保安林の指定に係る事項を記載しようとする場合にあっては指定施業要件（森林法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。）

八　漁港区域の指定、変更又は指定の取消し　当該指定、変更又は指定の取消しに係る漁港の名称及び区域

2　被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合（以下単に「会議における協議が困難な場合」という。）は、この限りでない。

一　前項第二号に定める事項　国土交通大臣

二　前項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係るものに限る。）　国土交通大臣

三　前項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。）　被災関連都道県知事（共同作成の場合を除く。）

四　前項第五号に定める事項　被災関連都道県知事（共同作成の場合を除く。）

五　前項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。）　農林水産大臣

3　被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一　第一項第一号に定める事項　国土利用計画法第三十八条第一項に規定する審議会等の意見を聴くこと

及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をすること。

二　第一項第二号に定める事項　都道府県都市計画審議会の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。

三　第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係るものに限る。）　内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。

四　第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち市が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。）　被災関連都道県知事に協議をすること（共同作成の場合を除く。）。

五　第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。）　被災関連都道県知事の同意を得ること（共同作成の場合を除く。）。

六　第一項第五号に定める事項　被災関連都道県知事の同意を得ること（共同作成の場合を除く。）及び

当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者の意見を聴くこと。

七　第一項第六号に定める事項　都道府県森林審議会及び被災関連市町村等を管轄する森林管理局長の意見を聴くこと並びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。

八　第一項第七号に定める事項（海岸保全区域内の森林を保安林として指定する場合に限る。）　当該海岸保全区域を管理する海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第十一号において同じ。）に協議をすること。

九　第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。）　内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。

十　第一項第八号に定める事項（漁港漁場整備法第六条第一項に規定する漁港区域に係るものに限る。）　被災関連都道県の意見を聴くこと（共同作成の場合を除く。）。

十一　第一項第八号に定める事項（河川法第三条第一項に規定する河川に係る同法第六条第一項に規定する河川区域に係るもの又は海岸保全区域に係るものに限る。）　当該河川を管理する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議をすること。

4　被災関連市町村等は、復興整備計画に第一項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を復興整備計画に記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5　前項の規定による公告があったときは、被災関連市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、被災関連市町村等に、意見書を提出することができる。

6　被災関連市町村等は、前項の規定により提出された意見書（第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。）の要旨を、第二項の協議をするときは協議会に、第三項に規定する手続（同項第七号に定める手続に限る。）を経るときは都道府県森林審議会に、それぞれ提出しなければならない。

7　被災関連市町村等は、復興整備計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める者に第五項の規定により提出された意見書（当該事項に係るものに限る。）の要旨を提出し、当該事項につい

て、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。

一　第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。）　都道府県都市計画審議会

二　第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。）　市町村都市計画審議会（当該被災関連市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、被災関連都道府県の都道府県都市計画審議会。第五十四条第五項第一号において同じ。）

8　復興整備計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときの手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法（同法第十六条第一項並びに第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。

9　第一項各号に定める事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る土地利用基本計画の変更等がされたものとみなす。

（復興整備事業に係る許認可等の特例）

第四十九条　被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に、当該土地利用方針に沿って復興整備事業を実施した場合には計画区域において二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにすることとなることが明らかである土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

２　被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、前項に規定する土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

３　農林水産大臣は、第一項又は前項の協議に係る土地利用方針が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、これらの規定の同意をするものとする。

一　第四十六条第一項第一号に掲げる地域をその区域とする被災関連市町村等が作成する復興整備計画に係るものであること。

二　被災関連市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。

三　被災関連市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

4　第四十六条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に係る次に掲げる事項（復興整備計画に第一項に規定する土地利用方針を記載する場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載することができる。

一　都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可に関する事項

二　都市計画法第四十三条第一項の許可に関する事項

三　都市計画法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認に関する事項

四　農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可（農林水産大臣の許可を除く。）に関する事項

五　農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可に関する事項

六　森林法第十条の二第一項の許可に関する事項

七　森林法第三十四条第一項又は第二項の許可に関する事項

八　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項の許可又は同法第二十三条第一項の届

出に関する事項

九　漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可に関する事項（被災関連都道県が管理する漁港に係るものに限る。）

十　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の許可若しくは同条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議又は同法第三十八条の二第一項の規定による届出若しくは同条第九項の規定による通知に関する事項（被災関連都道県が管理する港湾に係るものに限る。）

5　被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

一　前項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第一項から第三項までの国土交通大臣の認可又は承認に関する事項に限る。）　国土交通大臣

二　前項第八号に掲げる事項（国立公園（自然公園法第二条第二号に規定する国立公園をいう。）に係る

許可又は届出に関する事項に限る。）　環境大臣

6　被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して、それぞれ同項各号に定める者に協議をし、その同意を得なければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項が第八項第三号又は第四号に掲げる事項であるときは、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議をしなければならない。

7　被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に第四項各号に掲げる事項（第五項各号に掲げる事項を除く。）を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、被災関連都道県知事（次項第一号に掲げる事項にあっては、被災関連都道県知事及び公共施設管理者）の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

8　被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復

興整備計画に前項に規定する事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、被災関連都道県知事（次の各号に掲げる事項にあっては、被災関連都道県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に協議をし、被災関連都道県知事（第一号に掲げる事項にあっては、被災関連都道県知事及び公共施設管理者）の同意を得なければならない。

一　第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に関する事項に限る。）　公共施設管理者

二　第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第二項の協議を要する場合における許可に関する事項に限る。）　同法第三十二条第二項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者

三　第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）　当該公共の用に供する施設を管理する者

四　第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を

行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）　当該土地改良事業計画による事業を行う者

五　第四項第四号に掲げる事項　都道府県農業会議その他当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者

六　第四項第五号に掲げる事項　都道府県農業会議

七　第四項第六号に掲げる事項　都道府県森林審議会

9　共同作成の場合において被災関連市町村等が復興整備計画に第七項に規定する事項を記載しようとするとき、被災関連市町村が都市計画法第二十九条第一項に規定する指定都市等である場合において復興整備計画に第四項第一号若しくは第二号に掲げる事項を記載しようとするとき、又は被災関連市町村等が公共施設管理者である場合において復興整備計画に第四項第一号に掲げる事項を記載しようとするときは、これらの事項について第七項又は前項の同意を得ることを要しない。

10　被災関連都道県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第一号に掲げる事項が都市計画法第三十三条（当該事項が市街化調整区域（同法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。以下この条及び

第五十一条において同じ。）内において行う開発行為（同法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。）に係る許可に関する事項である場合においては、同法第三十三条及び第三十四条）に規定する基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

11　被災関連都道県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第二号に掲げる事項が都市計画法第三十三条及び第三十四条に規定する基準の例に準じて国土交通省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

12　被災関連都道県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第一号又は第二号に掲げる事項に係る復興整備事業が、第四十六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる地域の円滑かつ迅速な復興又はこれらの地域の住民の生活の再建を図るため同項第一号から第三号までに掲げる地域内の市街化調整区域において実施することが必要であると認められる場合においては、前二項の規定にかかわらず、第四項第一号に掲げる事項にあっては都市計画法第三十三条に規定する基準に、同項第二号に掲げる事項にあっては当該基準の例に準じて国土交通省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

13　前三項の規定は、被災関連市町村等が、第九項の規定により同意を得ないで復興整備計画に第四項第一号又は第二号に掲げる事項を記載する場合について準用する。この場合において、前三項中「第七項又は第八項の同意をするものとする」とあるのは、「復興整備計画に記載することができる」と読み替えるものとする。

14　被災関連都道県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第四号又は第五号に掲げる事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

一　第四十六条第一項第一号に掲げる地域をその区域とする被災関連市町村等が作成する復興整備計画に係るものであること。

二　被災関連市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。

三　被災関連市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第五十条　前条第一項又は第二項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項（当該復興整備事業を実施するため、農地を農地以外のものにし、又は農地を農地以外のものにするため当該農地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条

第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該復興整備事業に係る同法第四条第一項又は第五条第一項の規定により許可を受けるべき者に対するこれらの許可があったものとみなす。

2　次の表の上欄に掲げる事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る復興整備事業の実施主体に対する同表下欄に掲げる許可、認可又は承認があったものとみなす。

前条第四項第一号に掲げる事項	都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可
前条第四項第二号に掲げる事項	都市計画法第四十三条第一項の許可
前条第四項第三号に掲げる事項	都市計画法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認
前条第四項第五号に掲げる事項	農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可
前条第四項第六号に掲げる事項	森林法第十条の二第一項の許可

前条第四項第七号に掲げる事項	森林法第三十四条第一項又は第二項の許可
前条第四項第八号に掲げる事項（自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）	自然公園法第二十条第三項の許可
前条第四項第九号に掲げる事項	漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可
前条第四項第十号に掲げる事項（港湾法第三十七条第一項の許可に係るものに限る。）	港湾法第三十七条第一項の許可

3　前条第四項第四号に掲げる事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定により許可を受けるべき者に対するこれらの許可があったものとみなす。

4　前条第四項第八号に掲げる事項（自然公園法第三十三条第一項の届出に係るものに限る。）が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該事項に係る復興整備事業については、同法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5　前条第四項第十号に掲げる事項（港湾法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項

の協議に係るものに限る。）が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、同法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議があったものとみなす。

6　前条第四項第十号に掲げる事項（港湾法第三十八条の二第一項の規定による届出又は同条第九項の規定による通知に係るものに限る。）が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、同法第三十八条の二第一項の規定による届出又は同条第九項の規定による通知があったものとみなす。

（土地区画整理事業等の特例）

第五十一条　第四十六条第二項第四号イ又はハに掲げる事項には、同条第一項第一号から第三号までに掲げる地域内の市街化調整区域をその施行地区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は第五十七条第二項第一号に規定する施行地区をいう。）に含む土地区画整理事業又は復興一体事業に関する事項を記載することができる。

2　前項の規定により復興整備計画に記載された土地区画整理事業（土地区画整理法第三条第四項の規定により施行するものに限る。）又は復興一体事業に係る都市計画法第十三条第一項第十二号の規定の適用に

ついては、同号中「市街地開発事業」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第
　号）第五十一条第一項の規定により同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画に記載された土地区画整理事業又は同法第五十七条第一項に規定する復興一体事業に係る土地区画整理事業」と、「市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域」とあるのは「一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域」とする。

（土地改良事業の特例）

第五十二条　被災関連都道県は、復興整備計画に記載された土地改良事業（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この条において同じ。）を行うことができる。

２　前項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみなす。この場合において、同条第十項及び同法第八十七条の三第二項の規定の適用については、同法第八十七条の二第十項中「第五条第六項及び第七項、第七条第三項」とあるのは「第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と、同法第八十七条の三第二項中「第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八

十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業等」とあるのは「農用地造成事業等」と、「これらの規定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは「土地改良事業」とする。

3　共同作成の場合には、第四十六条第二項第四号ロに掲げる事項に、被災関連都道県が復興整備事業として行う土地改良事業に関する事項（土地改良法第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第三項及び第四項並びに第八十七条の二第三項から第五項までの規定に準じて記載するものに限る。）を記載することができる。

4　被災関連市町村等は、復興整備計画に前項に規定する土地改良事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令で定めるところにより、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあっては会議における協議をし、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあっては、あらかじめ、土地改良法第八十七条の二第六項に規定する土地改良施設の管理者に協議をしなければならない。

5　第三項に規定する土地改良事業に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る土地改良法第八十七条の二第一項の土地改良事業計

画が定められたものとみなす。

（集団移転促進事業の特例）

第五十三条　被災関連都道県は、被災関連市町村から特定集団移転促進事業（復興整備計画に記載された集団移転促進事業をいう。以下この条において同じ。）に係る集団移転促進事業計画（集団移転促進法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画をいう。以下この条において同じ。）を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができる。この場合における集団移転促進法第三条第一項、第四項及び第七項並びに第四条（見出しを含む。）の規定の適用については、これらの規定中「市町村」とあるのは「都道県」と、集団移転促進法第三条第一項中「集団移転促進事業を実施しようとするときは、」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第　　号）第五十三条第一項の規定により同項の申出に係る」と、「定めなければならない。この場合においては」とあるのは「定める場合においては」と、同条第四項中「第一項後段」とあるのは「第一項」と、「都道府県知事を経由して、集団移転促進事業計画を」とあるのは「集団移転促進事業計画を」と、「当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出る

ことができる」とあるのは「当該都道県は、当該集団移転促進事業計画について、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない」と、同条第七項中「都道府県知事を経由して、国土交通大臣に」とあるのは「国土交通大臣に」とし、同条第八項の規定は、適用しない。

2　特定集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法第三条第二項第三号及び第七条第一号の規定の適用については、集団移転促進法第三条第二項第三号中「住宅団地の」とあるのは「住宅団地（移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものの用に供する土地を含む。第五号並びに第七条第一号及び第三号において同じ。）の」と、集団移転促進法第七条第一号中「場合を除く」とあるのは「場合であって、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」とする。

3　第四十六条第二項第四号ニに掲げる事項には、集団移転促進事業に関する事項（集団移転促進法第三条第二項各号に掲げる事項（前項の規定により読み替えて適用する同条第二項各号に掲げる事項を含む。）を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。

4　被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に前項に規定する集団移転

促進事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

5　被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第三項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

6　前項の規定により被災関連市町村が第三項に規定する集団移転促進事業に関する事項について国土交通大臣に協議をしようとするときは、あらかじめ、当該事項を被災関連都道県知事に通知しなければならない。この場合において、通知を受けた被災関連都道県知事は、当該事項を復興整備計画に記載することについて、その意見を国土交通大臣に申し出ることができる。

7　国土交通大臣は、第四項又は第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議をしなければならない。

８　第三項に規定する集団移転促進事業に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る集団移転促進事業計画が集団移転促進法第三条第一項の規定により同項の同意を得て定められたものとみなす。

９　前各項に定めるもののほか、特定集団移転促進事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（住宅地区改良事業の特例）

第五十四条　第四十六条第二項第四号ホに掲げる事項には、住宅地区改良法第四条第二項の申出に係る地区（以下この条において「申出地区」という。）に関する事項を記載することができる。この場合において、当該事項には、申出地区内において主として居住の用に供される建築物であったもので、東日本大震災により損壊したため、建築物でなくなったものが存する区域を含む地区に関する事項を併せて記載することができる。

２　申出地区に関する事項のうち、被災関連都道県が実施主体となる住宅地区改良事業に関する事項については、共同作成の場合に限り、記載することができるものとする。

３　被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に第一項に規定する申出地

区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合には、この限りでない。

4　被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第一項に規定する申出地区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

5　被災関連市町村等は、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一　都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。次号において同じ。）内において市町村が施行する住宅地区改良事業に係る申出地区に関する事項　市町村都市計画審議会の議を経ること。

二　都市計画区域内において都道県が施行する住宅地区改良事業に係る申出地区に関する事項　都道府県都市計画審議会の議を経ること。

6　国土交通大臣は、第三項又は第四項の同意をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議をしなければならない。

7　第一項に規定する申出地区に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る住宅地区改良法第四条第一項の規定による改良地区の指定があったものとみなす。この場合において、当該事項が第一項に規定する建築物であったものが存する区域を含む地区に関する事項であるときは、当該建築物であったものを同法第二条第四項に規定する不良住宅とみなして、同法の規定を適用する。

8　第四十六条第二項第四号ホに掲げる事項には、住宅地区改良事業に関する事項（住宅地区改良法第六条第二項各号及び第三項各号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。ただし、被災関連都道県が実施主体となる住宅地区改良事業に関する事項については、共同作成の場合に限り、記載することができる。

9　被災関連市町村等は、復興整備計画に前項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあっては、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をし、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあっては、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、住宅地区改良法第七条各号に掲げる者に協議をし、及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をしなければならない。

10　第八項に規定する住宅地区改良事業に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る住宅地区改良法第五条第一項の事業計画が定められたものとみなす。

（漁港漁場整備事業の特例）

第五十五条　第四十六条第二項第四号チに掲げる事項には、漁港漁場整備事業に関する事項（農林水産省令で定める要件に該当する漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法第十九条の三第一項に規定する特定第三種漁港に係るものを除く。）に係るものであり、かつ、同法第十七条第二項に規定する事項を併せて記載する

ものに限る。）を記載することができる。

2　被災関連市町村等は、復興整備計画に前項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあっては、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあっては、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

3　被災関連市町村は、前項の規定により第一項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項について、農林水産大臣に協議をしようとするときは、あらかじめ、被災関連都道県知事に協議をしなければならない。

4　第一項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る漁港漁場整備法第十七条第一項の特定漁港漁場整備事業計画が定められ、かつ、当該計画について、同項の規定による届出及び公表がされたものとみなす。この場合において、同条第七項から第九項までの規定は、適用しない。

（地籍調査事業の特例）

第五十六条　第四十六条第二項第四号ヲに掲げる事項には、国土交通省が行う地籍調査（国土調査法第六条の三第二項の規定により同項の事業計画に定められるものに限る。以下この条において同じ。）に関する事項を記載することができる。

２　被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に前項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

３　被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

４　被災関連市町村は、前二項の規定により、第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項に

ついて、会議における協議をし、又は国土交通大臣に協議をしようとするときは、あらかじめ、被災関連都道県知事に協議をし、その同意を得なければならない。

5　国土交通大臣は、第二項又は第三項の協議に係る地籍調査が次に掲げる要件に該当し、かつ、当該地籍調査を行うことがその事務の遂行に支障がないと認めるときは、第二項又は第三項の同意をするものとする。

一　被災関連市町村等の復興の円滑かつ迅速な推進を図るために必要であると認められること。

二　被災関連市町村等における地籍調査の実施体制その他の地域の実情を勘案して被災関連市町村等が行うことが困難であると認められること。

6　第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、国土交通省が当該地籍調査を行うものとする。この場合における国土調査法第三条第二項、第七条及び第四章から第六章までの規定の適用については、国土交通省が行う地籍調査を同法第二条第一項に規定する国土調査とみなし、同法第六条の三第四項、第六条の四、第三十二条及び第三十二条の二の規定の適用については、同法第六条の三第四項中「第九条の二第二項」とあるのは

「第九条の二第二項及び東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第　　号）第五十六条第八項」と、同法第六条の四中「都道府県、市町村又は土地改良区等」とあり、同法第三十二条中「地方公共団体（第十条第二項の規定により地籍調査の実施を委託された法人が地籍調査を実施する場合にあつては、当該法人）又は土地改良区等」とあり、及び同法第三十二条の二第一項中「地方公共団体又は土地改良区等」とあるのは「国土交通省」と、同法第六条の四第二項中「作成して、都道府県にあつては国土交通大臣に、市町村又は土地改良区等にあつては都道府県知事に届け出なければ」とあるのは「作成しなければ」とする。

7　前項に規定する復興整備計画の区域をその区域に含む被災関連都道県が国土調査法第六条の三第二項の規定により定める事業計画は、当該復興整備計画に適合するものでなければならない。

8　第六項の規定により国土交通省が行う地籍調査に要する経費は、国の負担とする。この場合において、同項に規定する復興整備計画の区域をその区域に含む被災関連都道県及び被災関連市町村は、政令で定めるところにより、それぞれ当該経費の四分の一を負担する。

第二節　復興一体事業

（事業計画の認定）

第五十七条　復興整備計画に記載された復興一体事業（計画区域内の土地の区域であって東日本大震災による被害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域において、市町村が次に掲げる事業を一体的に施行する事業をいう。以下この条及び第五十九条において同じ。）を施行しようとする被災関連市町村は、復興一体事業についての事業計画（以下単に「事業計画」という。）を作成し、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、これを被災関連都道県知事に提出して、その事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、被災関連市町村は、あらかじめ、当該復興一体事業に係る土地区画整理法第五十二条第一項の施行規程を定めなければならない。

一　土地区画整理事業

二　農業用用排水施設、農業用道路その他農用地（農業振興地域の整備に関する法律第三条第一号に規定する農用地をいう。次号及び第六十一条において同じ。）の保全又は利用上必要な施設（第六十条において「農業用用排水施設等」という。）の新設、管理又は変更

三　客土、暗渠排水その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業

2　事業計画には、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条及び第六十二条において同じ。）

二　復興一体事業の概要

三　事業施行期間

四　資金計画

3　津波による再度災害を防止し、又は軽減することを目的とする復興一体事業の事業計画においては、施行地区内の津波による再度災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた又は講じられる土地の区域における住宅及び公益的施設（教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。以下この条及び第六十二条において同じ。）の建設を促進するため特別な必要があると認められる場合には、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、当該

土地の区域であって、住宅及び公益的施設の用に供すべきもの（以下この節において「津波復興住宅等建設区」という。）を定めることができる。

４　津波復興住宅等建設区は、施行地区において津波による再度災害を防止し、又は軽減し、かつ、住宅及び公益的施設の建設を促進する上で効果的であると認められる位置に定め、その面積は、住宅及び公益的施設が建設される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。

５　事業計画においては、環境の整備改善を図り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止し、その他健全な市街地を造成するために必要な公共施設（土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設をいう。次項及び第七十七条において同じ。）及び宅地（同法第二条第六項に規定する宅地をいう。第六十二条及び第六十三条において同じ。）に関する計画が適正に定められていなければならない。

６　事業計画は、公共施設その他の施設又は土地区画整理事業に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。

７　事業計画の作成について必要な技術的基準は、農林水産省令・国土交通省令で定める。

８　土地区画整理法第五十五条第一項から第六項までの規定は事業計画を作成しようとする場合について、

同法第百三十六条の規定は事業計画について第一項の認定をする場合について準用する。

9　被災関連都道県知事は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該被災関連市町村に通知しなければならない。

10　被災関連市町村が前項の通知を受けた場合においては、被災関連市町村長は、遅滞なく、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、当該被災関連市町村の名称、事業施行期間、施行地区その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

11　第一項及び第七項から前項までの規定は、第一項の認定を受けた事業計画（この項において準用する第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第五十九条から第六十二条までにおいて「認定事業計画」という。）を変更しようとする場合（農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）について準用する。

（土地区画整理法の準用）

第五十八条　土地区画整理法第百二十七条第七号の規定は、前条第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十五条第四項の規定による通知について準用する。

（土地区画整理事業の認可等の特例）

第五十九条　認定事業計画に係る復興一体事業については、第五十七条第一項の認定を土地区画整理法第五十二条第一項の認可と、当該認定事業計画を同項の規定により定められた事業計画と、第五十七条第十項の規定による公告を同法第五十五条第九項の規定による公告とみなして、同法の規定を適用する。

（農業用用排水施設等の管理）

第六十条　被災関連市町村は、認定事業計画に係る第五十七条第一項第二号（農業用用排水施設等の管理に係る部分を除く。）又は第三号に掲げる事業の工事が完了した場合において、その事業によって生じた農業用用排水施設等があるときは、その施設を管理しなければならない。

（被災関連都道県の技術的援助）

第六十一条　被災関連市町村は、認定事業計画に係る第五十七条第一項第二号又は第三号に掲げる事業の工事につき、被災関連都道県に農用地の改良、開発、保全又は集団化に関し専門的知識を有する職員の必要な援助を求めることができる。

２　被災関連都道県は、正当の事由がある場合を除いて、前項の規定による請求を拒んではならない。

（津波復興住宅等建設区への換地の申出等）

第六十二条　第五十七条第三項の規定により認定事業計画において津波復興住宅等建設区が定められたときは、認定事業計画に記載された施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所有者で当該宅地についての換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、被災関連市町村に対し、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、土地区画整理法第八十六条第一項の換地計画（第四項及び次条において単に「換地計画」という。）において当該宅地についての換地を津波復興住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

２　前項の申出に係る宅地について住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。

３　第一項の申出は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める公告があった日から起算して六十日以内に行わなければならない。

一　認定事業計画が定められた場合　第五十七条第十項の規定による公告

二　認定事業計画の変更により新たに津波復興住宅等建設区が定められた場合　第五十七条第十一項にお

いて準用する同条第十項の規定による公告

三　認定事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い津波復興住宅等建設区の面積が拡張された場合　第五十七条第十一項において準用する同条第十項の規定による公告

4　被災関連市町村は、第一項の申出があった場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を津波復興住宅等建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

一　当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物（住宅及び公益的施設並びに容易に移転し、又は除却することができる工作物で農林水産省令・国土交通省令で定めるものを除く。）が存しないこと。

二　当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。）が存しないこと。

5　被災関連市町村は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の申出をした者に

対し、その旨を通知しなければならない。

6　被災関連市町村は、第四項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（津波復興住宅等建設区への換地）

第六十三条　前条第四項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を津波復興住宅等建設区内に定めなければならない。

第三節　復興整備計画の実施に係る特別の措置

（届出対象区域内における建築等の届出等）

第六十四条　被災関連市町村は、計画区域のうち、復興整備事業の実施区域の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。

2　被災関連市町村は、前項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3　第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

4　届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他内閣府令で定める事項を被災関連市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三　国又は地方公共団体が行う行為

四　復興整備事業の施行として行う行為

5　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を被災関連市町村長に届け出なければならない。

6　被災関連市町村長は、第四項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係

る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

7　被災関連市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（復興整備計画のための土地の立入り等）

第六十五条　被災関連市町村等は、復興整備計画の作成又は変更のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により建築物が存し、又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5　土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（復興整備計画のための障害物の伐除及び土地の試掘等）

第六十六条　前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があって、障害となる植物若しくは垣、柵等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する被災関連市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する被災関連都道県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、被災関連市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、被災関連都道県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

２　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

３　第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、被災関連市町村等又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する被災関連市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

（復興整備事業のための土地の立入り等）

第六十七条　第四十六条第六項の規定により公表された復興整備計画に記載された復興整備事業（同条第二項第四号ヌ、ル又はワに掲げる事業にあっては、実施主体が国、都道県又は市町村であるものに限る。以下この条、次条及び第七十一条において単に「復興整備事業」という。）の実施主体（以下この条及び第

六十九条から第七十一条までにおいて単に「実施主体」という。）は、復興整備事業の実施の準備又は実施のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、国、都道県又は市町村以外の実施主体にあっては、あらかじめ、被災関連市町村長の許可を受けた場合に限る。

2　第六十五条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による復興整備事業のための土地の立入りについて準用する。

（復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等）

第六十八条　前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があって、障害物を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘等を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する被災関連市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する被災関連都道県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。

この場合において、被災関連市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、被災関連都道県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　第六十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

（証明書等の携帯）

第六十九条　第六十五条第一項又は第六十七条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書（国、都道県又は市町村以外の実施主体にあっては、その身分を示す証明書及び被災関連市町村長の許可証）を携帯しなければならない。

2　第六十六条第一項又は前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び被災関連市町村長又は被災関連都道県知事の許可証を携帯しなければならない。

3　前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（土地の立入り等に伴う損失の補償）

第七十条　被災関連市町村等は、第六十五条第一項又は第六十六条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

２　実施主体は、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は同条第二項において準用する第六十六条第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

３　前二項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

４　前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（資料の提出その他の協力）

第七十一条　復興整備計画を作成若しくは変更しようとする被災関連市町村等又は実施主体（国、都道県又は市町村に限る。）は、復興整備計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施のため必要がある場合においては、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（環境影響評価法の特例）

第七十二条　復興整備事業として行われる第四十六条第二項第四号イに掲げる事業（土地区画整理事業に限る。）又は同号ヘ若しくはワに掲げる事業（鉄道事業法による鉄道並びに軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業に限る。）であって、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に該当するもの（同法第五十二条第二項に規定する事業を除く。以下この条において「特定復興整備事業」という。）については、次項から第十九項までに定めるところによる。

２　特定復興整備事業については、環境影響評価法の規定は、適用しない。

３　被災関連市町村等は、復興整備計画に特定復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、国土交

通省令・環境省令で定めるところにより、特定環境影響評価（特定復興整備事業の実施が環境に及ぼす影響（当該特定復興整備事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該特定復興整備事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下この条において「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において当該特定復興整備事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。以下この条において同じ。）を行わなければならない。

4　被災関連市町村等は、特定環境影響評価を行った後、当該特定環境影響評価に係る調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果、環境の保全のための措置並びに特定復興整備事業に係る環境影響の総合的な評価その他の国土交通省令・環境省令で定める事項を記載した特定復興整備事業特定環境影響評価書（以下この条において「特定評価書」という。）を作成しなければならない。

5　被災関連市町村等は、特定評価書を作成したときは、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、特定復興整備事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下この条において「関係地域

」という。）を管轄する都道県知事（以下この条において「関係都道県知事」という。）及び関係地域を管轄する市町村長（以下この条において単に「関係市町村長」という。）並びに特定復興整備事業の実施に際し認可を行う者（以下この条において単に「認可を行う者」という。）に対し、特定評価書を送付するとともに、特定評価書に係る特定環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、特定評価書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、関係地域内において、特定評価書を公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

6　関係都道県知事及び関係市町村長は、前項の規定により特定評価書の送付を受けたときは、環境省令で定める期間内に、被災関連市町村等に対し、特定評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

7　認可を行う者が国土交通大臣又は地方整備局長若しくは地方運輸局長であるときは、その者は、第五項の規定により特定評価書の送付を受けた後、速やかに、環境省令で定めるところにより、環境大臣に当該特定評価書の写しを送付して意見を求めなければならない。

8　環境大臣は、前項の措置がとられたときは、必要に応じ、環境省令で定める期間内に、国土交通大臣に

対し、特定評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

9　認可を行う者は、第五項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、環境省令で定める期間内に、被災関連市町村等に対し、特定評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前項の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

10　特定評価書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、環境省令で定めるところにより、第五項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日までの間に、被災関連市町村等に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

11　被災関連市町村等は、第六項又は第九項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、前項の意見に配意して特定評価書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるときは、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、特定評価書について所要の補正をしなければならない。

12　被災関連市町村等は、前項の規定による補正後の特定評価書の送付（補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知）を、認可を行う者に対してしなければならない。

13　認可を行う者が国土交通大臣又は地方整備局長若しくは地方運輸局長であるときは、その者は、前項の規定による送付又は通知を受けた後、環境省令で定めるところにより、環境大臣に同項の規定による送付を受けた補正後の特定評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知しなければならない。

14　被災関連市町村等は、第十二項の規定による送付又は通知をしたときは、速やかに、関係都道県知事及び関係市町村長に特定評価書（第十一項の規定による特定評価書の補正をしたときは、当該補正後の特定評価書）及び第九項の書面を送付しなければならない。

15　被災関連市町村等は、第十二項の規定による送付又は通知をしたときは、環境省令で定めるところにより、第十一項の規定による特定評価書の補正をした旨（補正を必要としないと認めるときは、その旨）その他環境省令で定める事項を公告し、関係地域内において、特定評価書（同項の規定による特定評価書の補正をしたときは、当該補正後の特定評価書。以下この条において同じ。）及び第九項の書面を公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

16　認可を行う者は、当該認可の審査に際し、特定評価書の記載事項及び第九項の書面に基づいて、当該特

定復興整備事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

17　前項の場合においては、次の各号に掲げる当該認可の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　一定の基準に該当している場合には認可を行うものとする旨の法律の規定であって環境省令で定めるものに係る認可　当該認可を行う者は、当該認可に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該認可を拒否する処分を行い、又は当該認可に必要な条件を付することができるものとする。

二　認可を行い又は行わない基準を法律の規定で定めていない認可（当該認可に係る法律の規定で環境省令で定めるものに係るものに限る。）　当該認可を行う者は、特定復興整備事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該認可を拒否する処分を行い、又は当該認可に必要な条件を付することができるものとする。

18　特定復興整備事業の実施主体は、特定評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適

正な配慮をして当該特定復興整備事業を実施するようにしなければならない。

19　被災関連市町村等以外の者が特定復興整備事業を実施する場合においては、被災関連市町村等は、特定復興整備事業の実施主体に対し、特定環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（不動産登記法の特例）

第七十三条　第四十六条第六項の規定により公表された復興整備計画に記載された復興整備事業（土地収用法第二十六条第一項、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）第十条第一項又は都市計画法第六十二条第一項の規定により告示された事業に限る。以下この項において単に「復興整備事業」という。）の実施主体は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百三十一条第一項の規定にかかわらず、同法第百二十五条に規定する筆界特定登記官に対し、一筆の土地（復興整備事業の実施区域として定められた土地の区域内にその全部又は一部が所在する土地に限る。）とこれに隣接する他の土地との筆界（同法第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。）について、同法第百二十三条第二号に規定する筆界特定の申請をすることができる。

２　前項の申請は、対象土地（不動産登記法第百二十三条第三号に規定する対象土地をいう。）の所有権登記名義人等（同条第五号に規定する所有権登記名義人等をいう。）の承諾がある場合に限り、することができる。ただし、当該所有権登記名義人等のうちにその所在が判明しない者がある場合は、その者の承諾を得ることを要しない。

（独立行政法人都市再生機構法の特例）

第七十四条　独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、委託に基づき、同条第三項各号の業務（第四十六条第六項の規定により公表された復興整備計画に記載された復興整備事業に係るものに限る。）を行うことができる。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第七十五条　被災関連市町村は、農用地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更をしようとする場合において、当該変更に係る土地が復興整備計画に記載された第四十六条第二項第四号ロ又はハに掲げる事業の施行された区域内にあるときは、同法第十三条第二項各号に掲

げる要件を満たすほか、当該土地に係る当該復興整備計画の期間が満了した土地である場合に限り、当該変更をすることができる。

（津波防災地域づくりに関する法律の特例）

第七十六条　被災関連市町村のうち平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による被害を受けた市町村（津波防災地域づくりに関する法律第十条第一項に規定する推進計画を作成した市町村を除く。次項において同じ。）が、復興整備計画において、同法第三条第一項に規定する基本指針に基づき、同法第十条第三項第一号及び第二号に掲げる事項に相当する事項を記載し、かつ、津波による災害を防止し、又は軽減することを目的として実施する第四十六条第二項第四号イ又はハからヘまでのいずれかに該当する事業に関する事項及び同号トに掲げる事項を記載した場合においては、当該復興整備計画が同条第六項の規定により公表されたときは、同法第二条第十一項に規定する津波防護施設管理者は、同法第十九条の規定にかかわらず、計画区域内において、当該復興整備計画に即して、津波防護施設の新設又は改良を行うことができる。

２　被災関連市町村のうち平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による被害を受

けた市町村が、復興整備計画において、津波防災地域づくりに関する法律第三条第一項に規定する基本指針に基づき、同法第十条第三項第一号及び第二号に掲げる事項に相当する事項を記載し、かつ、津波による災害を防止し、又は軽減することを目的として実施する第四十六条第二項第四号イ又はハからトまでのいずれかに該当する事業に関する事項を記載した場合においては、当該復興整備計画が同条第六項の規定により公表されたときは、計画区域を同法第十条第二項に規定する推進計画区域とみなして、同法第十五条及び第五十条第一項の規定を適用する。

（農地法等の特例）

第二十三条　特定地方公共団体である市町村（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による被害を受けたものに限る。）が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、食料供給等施設整備事業（農林水産物の生産又は加工のための施設その他の食料の安定供給の確保又は当該市町村における農林水産業の復興に資する施設として農林水産省令で定めるもの（以下「食料供給等施設」という。）を復興推進計画の区域内において整備する事業をいう。以下同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該食料供給等施設整備事業については、次条から第二十七条までの規定を適用する。

第二十四条　前条の認定を受けた市町村（以下この条において「認定市町村」という。）は、地域協議会における協議を経て、当該認定を受けた復興推進計画に定められた食料供給等施設整備事業に係る食料供給等施設の整備に関する計画（次の各号のいずれかに該当するものに限る。以下「食料供給等施設整備計画」という。）を作成することができる。

一　当該食料供給等施設の用に供する土地が農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は

養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）であり、当該食料供給等施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可（農林水産大臣の許可並びに同法附則第二項第一号及び第三号に規定する許可を除く。）を受けなければならないものに係るものであること。

二　森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林を除く。第四項第六号及び第二十七条において「対象民有林」という。）において当該食料供給等施設を整備するため開発行為（同法第十条の二第一項に規定する開発行為をいう。以下この条及び第二十七条において同じ。）を行うものであり、当該開発行為を行うに当たり、同法第十条の二第一項の許可を受けなければならないものに係るもので

あること。

2　認定市町村は、前項の協議を行う場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者を地域協議会の構成員として加えるものとする。

一　食料供給等施設整備計画が前項第一号に該当する場合　道県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令で定める者

二　食料供給等施設整備計画が前項第二号に該当する場合　道県知事並びに森林及び林業に関し学識経験を有する者

3　食料供給等施設整備計画には、食料供給等施設整備事業の実施主体、食料供給等施設の種類及び規模、当該食料供給等施設の用に供する土地の所在及び面積その他農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

4　認定市町村は、第一項の規定により食料供給等施設整備計画を作成しようとするときは、当該食料供給等施設整備計画について、道県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該道県知事は、当該食料供給等施設整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものと

する。

一　農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二　農地法第四条第二項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあっては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより食料供給等施設整備事業の目的を達成することができると認められないこと。

三　農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

四　農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより食料供給等施設整備事業の目的を達成することができると認められないこと。

五　食料供給等施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合にあっては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

六　対象民有林において食料供給等施設を整備するため開発行為を行う場合にあっては、当該開発行為が森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないこと。

第二十五条　前条第一項の規定により作成された食料供給等施設整備計画に記載された食料供給等施設整備事業の実施主体（次項及び第二十七条において「食料供給等施設整備事業者」という。）が、当該食料供給等施設整備計画に従って食料供給等施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

２　食料供給等施設整備事業者が、食料供給等施設整備計画に従って食料供給等施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

第二十六条　第二十四条第一項の規定により作成された食料供給等施設整備計画に記載された食料供給等施

設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

第二十七条　食料供給等施設整備事業者が、食料供給等施設整備計画に従って対象民有林において食料供給等施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法第十条の二第一項の許可があったものとみなす。

（参考）東日本大震災復興特別区域法において農地転用許可の特例の対象となる市町村

青森県：八戸市　三沢市　おいらせ町　階上町

岩手県：宮古市　大船渡市　久慈市　陸前高田市　釜石市　大槌町
山田町　岩泉町　田野畑村　普代村　野田村　洋野町

宮城県：仙台市　石巻市　塩竈市　気仙沼市　名取市　多賀城市
岩沼市　東松島市　亘理町　山元町　松島町　七ヶ浜町
利府町　女川町　南三陸町

福島県：いわき市　相馬市　南相馬市　広野町　楢葉町　富岡町
大熊町　双葉町　浪江町　新地町

茨城県：水戸市　日立市　高萩市　北茨城市　ひたちなか市　鹿嶋市
神栖市　鉾田市　大洗町　東海村

千葉県：銚子市　旭市　匝瑳市　山武市　大網白里町　九十九里町
横芝光町　白子町

※　上記は農地転用許可の基準が緩和されるものを示す。

※　食料供給等施設整備事業については、上記に加えて北海道の広尾町及び浜中町が対象となる。